

**Ⅲ. 2-1 第Ⅱ期工事等における
設備等の解体・分別マニュアル**

＜目次＞

第1.	マニュアルの主旨	1
第2.	マニュアルの概要	1
第3.	設備等の解体・分別作業の施工手順の概要	2
第4.	「解体・分別の実施計画」の作成	3
第5.	関係法令に基づく届出の実施	3
第6.	設備等に使用されている有害物質等への適切な対応の実施	4
第7.	設備等の解体・分別の実施	4
第8.	委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認の実施	5

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審 議 等
R3.3.25	マニュアルの策定	第9回撤去検討会

Ⅲ.2-1 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル

第1 マニュアルの主旨

1. 設備等の解体・分別マニュアルは、設備等の解体・分別の施工手順やその作業方法等を定めたものである。
2. 本マニュアルに定める分別・解体の方法は、必要に応じて適宜見直すこととする。

[解説]

豊島廃棄物等処理関連施設の設備等について、解体・分別を実施する手順やその方法を定める。

なお、本マニュアルに定める内容は、必要に応じて適宜見直すこととする。

第2 マニュアルの概要

1. 設備等の解体・分別の施工手順やその作業方法等を示す。
2. 建築構造物に使用されている有害物質等の適正な処理方法について示す。

[解説]

豊島廃棄物等処理関連施設の設備等の解体・分別を実施する際の具体的な施工手順やその作業方法等について示す。

第3 設備等の解体・分別作業の施工手順の概要

1. 受託者は「解体・分別の実施計画」を作成して県に提出し、県の承認を得るものとする。
2. 関係法令に基づく届出を実施する。
3. 設備等の一般解体を実施する。
4. 建築構造物等の一般解体を実施する。
5. 建築構造物に使用されている有害物質等（空調用冷媒フロン等）は、原則として優先的に対応し、適切な取扱いを実施する。
6. 必要と認められる設備等について、委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認を実施する。

[解説]

主な施工手順の流れは次の通りである。

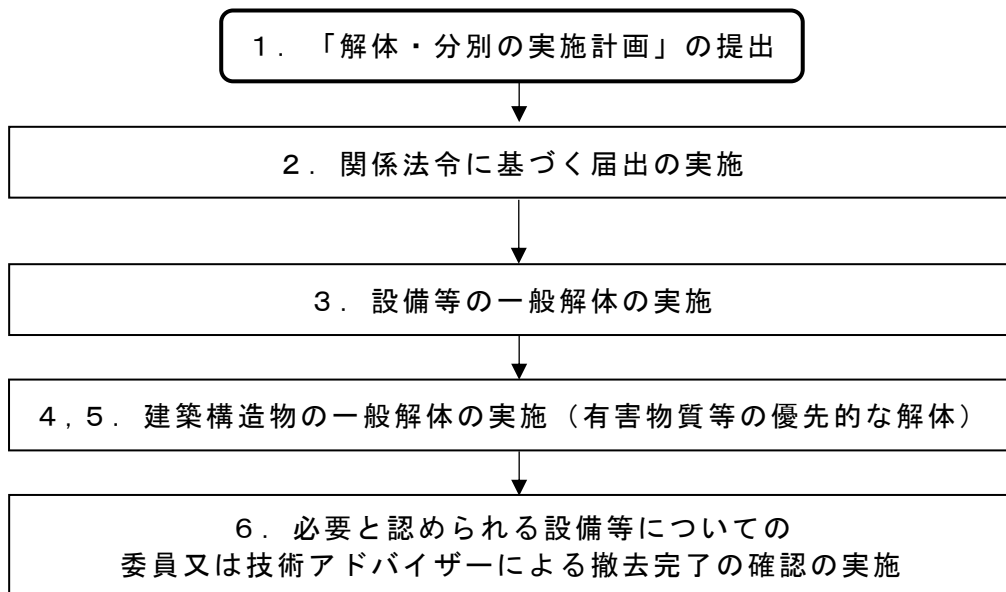


図1 施工手順の流れ

第4 「解体・分別の実施計画」の作成

1. 受託者は「解体・分別の実施計画」を作成して県に提出し、県の承認を得るものとする。
2. 設備等の解体・分別は、必要に応じて対象物の十分な清掃・洗浄を実施した後に実施する。
3. 解体作業については、その後の分別も考慮して解体しながら分別を実施するとともに、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮したBATに基づくものとする。

[解説]

受託者は「解体・分別の実施計画」を作成して県に提出し、県の承認を得る。

設備等の解体・分別は、必要に応じて対象物の十分な清掃・洗浄を実施した後に実施する。

設備等の解体作業については、その後の分別も考慮して実施するものとし、解体しながら分別を実施することを基本とする。

また、その作業方法は、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮するとともにBATに基づくものとする。

第5 関係法令に基づく届出の実施

1. 建築物等に係る解体・分別及び資源化等の方法や建築構造物に使用されている有害物質等の適切な取扱い方法に関して、建設リサイクル法に基づく届出を行う。
2. その他、解体作業の実施に必要な届出を行う。

[解説]

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）等の各種関係法令に基づく届出を行う。

第6 設備等に使用されている有害物質等への適切な対応の実施

1. 設備等に使用されている有害物質等については、廃棄物処理法その関係法令に基づき適切に処理委託を実施する。

[解説]

設備等に表1に示す有害物質等が使用されている場合は、廃棄物処理法その他関係法令に基づき処理委託する。

表1 適正な処理委託を行う有害物質等

	有害物質等	使用例
1	石綿含有産成型板等	波型スレート
2	水銀使用製品	蛍光灯
3	フロン類	業務用エアコン
4	特別管理産業廃棄物	廃酸、廃アルカリ

豊島廃棄物等処理関連施設の設備等の一部に波型スレート等の石綿含有成型板等が使用されており、破碎・切断等を行わないで手作業で除去することを原則とする。例えば、石綿含有成型板等を薬剤等で湿潤化させた後、当該石綿含有成型板等を破断しない方法で除去する。除去した石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じる。

高度排水処理施設の照明器具（蛍光灯）には、水銀使用製品が使用されており、破損しないよう手作業で取り外すことを原則とする。取り外した水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける、専用の容器に入れる等必要な措置を講じ、処分に際しては適切に処理委託する。

フロン類が冷媒として使用されている業務用エアコンを設置しているため、フロン類の回収を専門業者に委託する。同様に、フロン類法の対象とならない家庭用エアコン等についても、適正に対応する。

その他、薬品タンク等に残存している薬品や試験試薬などの有害物質等についても廃棄物処理法に従い適正な処理を実施する。

第7 設備等の解体・分別の実施

1. 設備等は、「分別の判断基準」に基づく解体・分別を実施する。
2. 本マニュアルに記載のない建築物解体工事の仕様は、国土交通省「建築物解体工事共通仕様書・同解説」に基づき実施する。

[解説]

設備等は廃棄物処理法及び建設リサイクル法に基づき、表2に示す分別の判断基準のとおり分別する。

その他、建築物解体工事の仕様は、国土交通省「建築物解体工事共通仕様書・同解説」による。

表2 設備等の分別の判断基準

分別の区分	具体例
①コンクリート類(陶磁器類を含む)	・ 躯体等
②コンクリート及び鉄からなる建設資材	・ 躯体等
③金属類	・ 鉄筋等
④木材	・ 木材構造物
⑤可燃物類	・ コンベヤベルト
⑥その他	

第8 委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認の実施

1. 撤去完了について、委員又は技術アドバイザーによる確認を実施するものとする。

[解説]

「Ⅲ.5 第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル」に従い、委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認を実施する。加えて必要と認められる場合は、撤去作業の進捗状況についても、委員又は技術アドバイザーによる視察を行う。